

○築上町行政事務の委託に関する要綱

令和 7 年 2 月 5 日告示第19号

築上町行政事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が築上町行政事務の一部を委託することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会 別表に定める担当区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域の住民相互の交流や親睦、安全・安心な生活環境の確保などを目的に、住民が自主的に組織し、民主的に運営されている任意団体をいう。

(2) 自治会長 前号の組織の規約に基づき選出された代表者をいう。

(委託)

第3条 町の行政事務の円滑な推進を図るため、第5条に定める業務について自治会等に委託するものとする。

(自治会長等の届出)

第4条 受託者は、自治会長等届出書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 年度途中に自治会長等が変更となった場合は、速やかに自治会長等届出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(委託業務)

第5条 委託業務の内容は、次に掲げる業務とする。

(1) 地域内の要望事項の取りまとめに関すること。

(2) 公的な募金活動の支援に関すること。

(3) 行政の事務執行上、必要な住民調査等への協力に関すること。

(4) 民生委員・児童委員、選挙の投票管理者・立会人の推薦に関すること。

(5) 風水害、その他災害時の情報提供及び応急対策の協力に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町から依頼された事項に関すること。

(契約の締結)

第6条 町長は、受託者と築上町行政事務委託契約書(様式第2号)により契約を締結するものとする。

(委託期間)

第7条 業務委託の期間は、該当年度4月1日から翌3月31日までの1年とする。

(委託料)

第8条 委託料の額は、次の各号に掲げる金額(税込み)の合計額とする。

(1) 均等割 年額 120,000 円

(2) 世帯割 1世帯あたり年額 650 円

2 前号の世帯割における世帯数は、該当年度の4月1日現在の自治会から届出のあった加入世帯数とする。

3 前条の期間の途中で受託者が交代した場合は、委託料の月数割をもって算出した額

を委託料とし、新旧それぞれの受託者に支払うものとする。

4 前号の金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(報告書)

第9条 受託者は、4月から9月分までの上半期及び10月から3月までの下半期ごとに業務が完了したときは、速やかに築上町行政事務実績報告書(様式第3号)を町長へ提出するものとする。

(委託料の支払)

第10条 受託者は、委託料の支払を町に請求するときは、築上町行政事務委託料請求書(様式第4号)を町長へ提出するものとする。

2 町長は、4月から9月分までの上半期及び10月から3月分までの下半期の2回に分けて支払うこととし、前項の規定による提出があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

校区名	担当区域
椎田	湊南・湊北・鬼塚・椎田東・椎田中・椎田西・臼田・椎田南・西高塚・峯原・東高塚・新開
八津田	宇留津・東八田・今津・西八田
葛城	上岩丸・下岩丸・奈古・水原・越路・坂本・正毛田・下日奈古・上日奈古・極楽寺
西角田	真如寺・小原・上り松・石堂・福間・山添・上ノ河内・有安
上城井	寒田・櫟原・上本庄・下本庄・伝法寺・松丸
下城井	上香楽・上深野・下深野・峠・下香楽・袈裟丸・袈裟丸第2・安武町・安武第1・安武第2・安武第3・安武第4・赤幡・赤幡第2・開拓
築城	上小山田・下小山田・広末・上築城・下築城・東築城・上別府・下別府・南別府・弓の師・船迫

様式第1号（第4条関係）

年度 自治会長等届出書

築上町長 宛

年 月 日

裏面の事項に同意の上、下記のとおり届け出ます。

自治会名	自治会名称	自治会		揭示板数	(令和 年4月1日現在)	か所
	自治会加入 世帯数	(令和 年4月1日現在) 世帯		隣組数	(令和 年4月1日現在)	組
自治会長	ふりがな					
	氏 名					
	住 所	〒 () 大字				
	電話番号	(自宅)	FAX 番号			
		(携帯)				
	パソコンメールアドレス					
任期	年 月から 年 月まで					
行政事務業務委託	契約者	☐ 自治会長 ・ ☐ 自治会長以外（下記内容をご記入ください）				
	ふりがな					
	氏 名					
	住 所	〒 () 大字				
	電話番号	(自宅)	FAX 番号			
		(携帯)				
パソコンメールアドレス						
自治会役員	役職名	氏名	住所	電話番号		
	公民館長		大字			
	人権推進委員		大字			

事業者に対して、工事等の事前説明や不動産取引に伴う調査活動のため、自治会代表者の氏名・連絡先を教えることについて	可 ・ 不可
地域住民が自治会に加入するため、自治会代表者の氏名・連絡先を教えることについて	可 ・ 不可

(注1) 記載されたメールアドレスへ自治会長会関係の会議議事録を送付します。
※メールアドレスの記載がない場合は、自治会長会が配布したタブレット端末へ送付します。
(注2) 自治会役員について、公民館長及び人権推進委員以外は役場へ提出不要ですが、各自治会に基づいて、役員を選任していただきますようお願いいたします。

築上町行政事務委託契約書

築上町（以下「委託者」という。）と_____（以下「受託者」という。）は、行政事務の委託に関して、次のとおり行政事務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、本契約の定めるところにより、次の業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

- （1） 地域内の要望事項の取りまとめに関すること。
- （2） 公的な募金活動の支援に関すること。
- （3） 行政の事務執行上、必要な住民調査等への協力に関すること。
- （4） 民生委員・児童委員、選挙の投票管理者・立会人の推薦に関すること。
- （5） 風水害、その他災害時の情報提供及び応急対策の協力に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町から依頼された事項に関すること。

（委託料等）

第2条 委託者は、受託者に対し、委託料として次の各号に掲げる均等割と世帯数割の合計額を支払うものとする。

- （1） 均等割は、年額120,000円とする。
- （2） 世帯数割は、受託者が担当する自治会の世帯数に年額650円を乗じて得た額とする。

2 前項の世帯数は、該当年度の4月1日現在の自治会の加入世帯数とする。

3 契約期間の途中で受託者が交代したときは、委託料の月数割をもって算出した額を新旧それぞれの受託者に支払うものとする。なお、その算出した委託料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（報告書）

第3条 受託者は、4月から9月分までの上半期及び10月から3月までの下半期ごとに業務が完了したときは、委託者に速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（委託料の支払）

第4条 委託者は、委託料を4月から9月分までの上半期と10月から3月分までの下半期の2回に分けて支払うこととし、受託者からの請求に基づき、30日以内に支払うこととする。

（契約保証金）

第5条 本契約にかかる契約保証金は、築上町財務規則第85条第1項第7号に基づき免除する。

（契約期間）

第6条 本契約の契約期間は、該当年度4月1日から翌3月31日までとする。

(契約の解約)

第7条 委託者又は受託者は、自己の都合により本契約を解約しようとするときは、相手方に対し、2か月前までに書面により通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

2 委託者は、契約期間の途中で本契約を解約した場合は、委託料を解約した月まで月割により受託者に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(契約の解除)

第9条 委託者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

(1) 受託者が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 受託者に重大な過失又は背信行為があったとき。

(3) その他前2号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、委託者は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を受託者に請求することができる。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

委託者 築上町大字椎田891番地2
築上町長

受託者 築上町大字
自治会名 _____
代表者名 _____

築上町行政事務実績報告書

年 月 日

築上町長 様

自治会名

代表者名

印

年 月 日から 年 月 日まで、築上町行政事務委託業務を行いましたので、築上町行政事務の委託に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

実施業務

・実施した項目の□にチェックを入れてください。

- ☐ 地域内の要望事項の取りまとめに関すること。
- ☐ 公的な募金活動の支援に関すること。
- ☐ 行政の事務執行上、必要な住民調査等への協力に関すること。
- ☐ 民生委員・児童委員、選挙の投票管理者・立会人の推薦に関すること。
- ☐ 風水害、その他災害時の情報提供及び応急対策の協力に関すること。
- ☐ その他、町から依頼された事項に関すること。

（ ）

・実施しなかった項目がある場合、その理由を記載してください。

- ☐ 役場から要望がなかったため
- ☐ その他

（ ）

築上町行政事務委託料請求書

年 月 日

築上町長 様

自治会名

代表者名 印

年 月 日から 年 月 日まで、築上町行政事務委託業務を行いましたので、築上町行政事務の委託に関する要綱第10条の規定により、請求いたします。

記

請求額 _____ 円

ただし、均等割 円
世帯数割 世帯（ 年4月1日現在）×650円×（上・下）半期分

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 ・ 支店 出張所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	←該当するものに○印を付けてください。
口座番号		←右詰めで記入してください。
フリガナ		
口座名義		